

○独立行政法人国立科学博物館におけるPPP／PFI 手法導入の優先的検討に関する取扱要項

平成29年3月31日
館長 決 裁

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）において、効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、施設の整備等に当たって多様なPPP／PFI手法の導入の優先的検討を行うために必要な手続き等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「PPP／PFI手法」とは、民間事業者が施設の整備等を担う手法をいう。
- 二 「運営等」とは、運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、来館（園）者等に対するサービスの提供を含む。
- 三 「整備等」とは、建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、来館（園）者等に対するサービスの提供を含む。
- 四 「施設整備事業」とは、施設の整備等を行う事業をいう。
- 五 「優先的検討」とは、この要項に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、科学博物館が自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(対象とするPPP／PFI手法)

第3条 この要項の対象とするPPP／PFI手法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「BTO方式」とは、民間事業者が施設を建設（Build）し、当該施設の完成直後に科学博物館に所有権を移転（Transfer）して、民間事業者が運営等（Operate）を行う事業方式をいう。
- 二 「BOT方式」とは、民間事業者が施設の建設（Build）及び運営等（Operate）を行い、事業終了後に当該施設の所有権を科学博物館に移転（Transfer）する事業方式をいう。
- 三 「BOO方式」とは、民間事業者が資金調達を負担して施設を建設（Build）し、所有（Own）しながら運営等（Operate）を行い、事業終了時点で民間事業者が当該施設を解体・撤去する事業方式をいい、科学博物館に当該施設の所有権は移転されない。
- 四 「DBO方式」とは、科学博物館が資金調達を負担して施設の設計（Design）、建設（Build）及び運営等（Operate）を民間事業者に委託する事業方式をいう。
- 五 「RO方式」とは、民間事業者が施設を改修（Renovate）し、運営等（Operate）を行う方式をいう。
- 六 「ESCO方式」とは、民間事業者が施設の省エネルギー改修を行い、それによる光熱費の削減分によって費用をまかなう事業方式をいう。
- 七 「BT方式」とは、民間事業者が施設を建設（Build）し、当該施設の完成直後に科学博物館が買取る（Transfer）事業方式をいう。
- 八 「リース方式」とは、民間事業者が施設を建設（Build）し、当該施設の完成直後

に科学博物館が借り上げる事業方式をいう。

(優先的検討の開始時期)

第4条 新たに施設の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき並びに「国立科学博物館インフラ長寿命化基本計画」(平成29年2月28日館長裁定) V(2)の「個別施設計画」の策定又は改定を行うときに、優先的検討を行うものとする。

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 次の各号に掲げる基準を満たす施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 事業費の総額が10億円以上の施設整備事業(建設又は改修を含むものに限る。)
- 二 単年度の事業費が1億円以上の施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

2 次の各号に掲げる施設整備事業は優先的検討の対象から除くものとする。

- 一 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業
- 二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
- 三 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

(採用手法の選択)

第6条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、第7条第1項及び第2項の簡易な検討又は第9条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性及び規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(簡易な検討)

第7条 別紙の「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」により、科学博物館が自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次の各号に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。ただし、前条において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- 一 施設の整備等(運営等を除く。)の費用
- 二 施設の運営等の費用
- 三 民間事業者の適正な利益及び配当
- 四 調査に要する費用
- 五 資金調達に要する費用
- 六 利用料金収入

2 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる評価その他科学博物館の負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- 二 類似事例の調査を踏まえた評価

(簡易な検討の結果の公表)

第8条 前条第1項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める

時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP／PFI手法を導入しないこととした旨(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項に限る。)については、PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - 二 PPP／PFI手法簡易評価調書の内容については、入札手続の終了後等適切な時期
- 2 前条第2項による評価の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。
- 一 PPP／PFI手法を導入しないこととした旨(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。)については、PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
 - 二 客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。)については、入札手続の終了後等適切な時期
(詳細な検討)

第9条 第7条第1項又は第2項において採用手法の導入が適当と評価された施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準及びリスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、科学博物館が自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。
(詳細な検討の結果の公表)

第10条 前条の詳細な検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP／PFI手法を導入しないこととした旨(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項に限る。)については、PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 二 PPP／PFI手法簡易評価調書の内容(前条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの)については、入札手続の終了後等適切な時期

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

PPP / PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (科学博物館が自ら施設の整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP / PFI 手法)
整備等費用 (運営等を除く。)		
運営等費用		
利用料金収入		
資金調達費用		
調査等費用		
税金		
税引後損益		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

※ このPPP / PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素は一例であり、個別の事業の特性及び経済情勢等に応じてその内容を変更することができるものとする。

記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（P S C）の算定根拠

施設の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査等に要する費用	
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

施設の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査等に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	